

法務省民二第760号
平成30年12月18日

法務局民事行政部長 殿
(東京を除く。)
地方法務局長 殿


法務省民事局民事第二課長
(公印省略)

複数の委託者のうちの一部の者を受託者とする信託の登記について（通知）

標記について、別紙甲号のとおり東京法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

2 不登1第 49 号
平成30年12月12日

法務省民事局民事第二課長 殿

東京法務局民事行政部長 
(公 印 省 略)

複数の委託者のうちの一部の者を受託者とする信託の登記について（照会）

委託者を甲及び乙，受託者を乙，受益者を甲及び乙，信託財産を甲及び乙が共有する不動産とし，当該不動産の全体を一体として管理又は処分等をすべき旨の信託契約をしたとして，甲及び乙を所有権の登記名義人とする当該不動産について，当該信託を登記原因とし，共有者全員持分全部移転及び信託を登記の目的とする登記の申請がされました。

この信託は，受託者以外の者（甲）が有する財産の管理又は処分等がその内容に含まれていることから，いわゆる自己信託（信託法（平成18年法律第108号）第3条第3号）には直ちに該当せず，信託契約（同条第1号）によるものとして，共有者全員持分全部移転及び信託の登記の方法により登記をすることが相当であると考えられるため，他に却下事由がない限り，当該申請に基づく登記をすることができると考えますが，いささか疑義がありますので照会します。

法務省民二第759号
平成30年12月18日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

複数の委託者のうちの一部の者を受託者とする信託の登記について（回答）

本月12日付け2不登1第49号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。